

証人等の実費弁償に関する条例

〔昭和 47 年 3 月 15 日〕
〔 条 例 第 4 号 〕

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 207 条及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項の規定その他の法令又は条例の規定に基づき、本組合議会及び公平委員会等に出頭又は参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

（実費弁償）

第 2 条 証人等に対しては、実用の弁償として旅費を支給する。

（旅費の種類等）

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 前項に規定する旅費は、福岡県田川地区消防組合職員旅費支給条例（昭和 45 年条例第 6 号）の規定により消防職員（消防長を除く。）に支給する例による。

（支給方法）

第 4 条 旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際に支給する。

（その他の証人等の実費弁償）

第 5 条 第 1 条に規定する者以外の者で、組合機関の求めに応じ証人、参与人等として出頭する者に対し、その出頭のために要した費用の実費を弁償する場合は、別に法令により定めるものを除くほか、前 2 条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。